

第73回全国植樹祭WEBサイト構築業務

企画コンペ実施要領

令和3年4月

第73回全国植樹祭岩手県実行委員会
(事務局：岩手県農林水産部森林整備課)

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、第73回全国植樹祭岩手県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「第73回全国植樹祭WEBサイト構築業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務名
「第73回全国植樹祭WEBサイト構築業務」 一式
- (2) 委託期間
委託契約締結の日から令和3年12月24日（金）まで
- (3) 募集する企画提案の内容
資料2「業務仕様書」のとおり
- (4) 委託料の上限額
1,299,000円（税込）

2 参加者の資格要件等

参加資格者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加要件を満たす者であること。

また、共同提案する場合は、代表者を定め、代表者を定めたうえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

[参加資格の要件]

- (1) 本業務の実施に必要な組織体制が確保されている又は事業開始までに確保される見込みであり、実行委員会の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 直近5か年の間に、国又は地方公共団体発注のWEBサイト及びデータベース構築業務（再構築業務を含む）を実施した実績を有すること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」、又は認証機関が認証する「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」を取得していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 倒産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (7) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 参加届出書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (10) (9)までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者で

あること。

(11) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

- (1) 提出及び問い合わせ先
第73回全国植樹祭岩手県実行委員会事務局（岩手県農林水産部森林整備課）
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁6階
TEL:019-629-5790 FAX:019-629-5794 e-mail:AF0011@pref.iwate.jp
- (2) 実施要領等の交付
企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。
※トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > コンペ > コンペ参加者募集情報
- 【交付資料】
資料1 企画コンペ実施要領（本書）
資料2 業務仕様書
資料3 企画提案審査要領
- (3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表
実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。
- ア 受付期間
令和3年4月22日（木）午後5時まで
- イ 受付場所
（1）に同じ。
- ウ 提出方法
【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入のうえ、電子メール又はFAXにより提出すること。
- エ 回答方法及び期日
受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、令和3年4月26日（月）までに岩手県公式ホームページに掲載する。
- (4) 参加資格の確認
参加者は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。
- ア 提出書類
【様式1-2】参加資格確認申請書
【様式1-3】会社概要及び過去5年間の主な同種事業受託実績
- イ 提出期限
令和3年4月28日（水）午後5時〔必着〕
- ウ 提出先
（1）に同じ。
- エ 提出方法
持参又は郵送により提出すること。
（ア）持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
（イ）郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。
- オ 確認結果
参加資格の確認結果は、令和3年5月10日（月）までにメール等により通知する。
- カ 留意事項
（ア）上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
（イ）参加資格申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。
- (5) 企画提案書等の提出
参加者は、企画提案書等を下記により提出するものとする。
- ア 提出書類
（ア）【任意様式】企画提案書 7部（正本1部、副本6部）
※ 企画提案書内に実施体制及びスケジュール表（いずれも任意様式）を

入れること。

(イ) 【任意様式】費用積算内訳書 7部(同上)

※ 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

イ 提出期限

令和3年5月14日(金)〔必着〕

ウ 提出先

(1)に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送による。

(ア) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

(イ) 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。

オ 留意事項

(ア) 提出する企画提案は、1者につき1案までとする。提案書提出後の追加、修正は原則認めない。

(イ) 企画提案に当たり、記事、写真、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(6) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)又は第94条(虚偽表示)に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(7) 企画コンペ参加の辞退

参加者が4に定める企画コンペ審査委員会に参加しない場合、審査開始日の前日必着で【様式1-4】「企画コンペ参加辞退届」を電子メール又はFAXで「(1)提出及び問い合わせ先」まで提出すること。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、第73回全国植樹祭WEBサイト構築業務企画コンペ審査委員会(以下「委員会」という。)において行う。

なお、企画提案等の内容が、1の(4)の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 第73回全国植樹祭WEBサイト構築業務企画コンペ審査委員会の開催

ア 開催日時(予定) 令和3年5月21日(金)午後

イ 開催場所(予定) 盛岡市内

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、追加資料の提出は、認めない。

(イ) プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とする。なお、パソコン等を使用する場合は、令和3年5月17日(月)までに「3(1)提出及び問い合わせ先」に申し出て承諾を得ること。

(ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、1者あたり30分(説明15分、質疑応答15分)とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(オ) 参加者が4者を超える場合には、第73回全国植樹祭岩手県実行委員会事務局(以下、「実行委員会」という。)において、企画提案書等による審査

(以下「一次審査」という。)を実施し、上位と評された4者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わない。また、一次審査により上位4者に入らなかった者に対しては、メール等により通知する。

(3) 受託候補者の決定

- ア 実行委員会は、委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
- イ 参加者が1者であった場合でも、審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- ウ 審査結果は、受託候補者決定後、各参加者に郵送により書面で通知する。
- エ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約保証金
岩手県の規定に準ずる。
- (3) 企画提案書等との関係
企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、実行委員会と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

6 公正な企画コンペの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 参加者が実行委員会に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は、返却しない。
 - ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (2) 企画コンペ参加に要する経費
企画コンペの参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。
- (3) スケジュール（予定）

項 目	日 程
質問票の提出期限	令和3年4月22日（木）
質問に対する回答期日	令和3年4月26日（月）
参加資格確認申請書提出期限	令和3年4月28日（水）
参加資格確認結果の通知	令和3年5月10日（月）
企画提案書等提出期限	令和3年5月14日（金）
企画コンペ審査委員会の開催	令和3年5月21日（金）
企画提案結果通知	令和3年5月下旬
契約締結手続	令和3年5月下旬